

「市民が主役のまち」をつくる。

新城市自治基本条例10周年 対談

平成25年4月1日に自治基本条例が施行され、10年が経ちました。わたしたちのまちは、この条例ができてからどのような変化しましたでしょうか。

これまで条例づくりに関わってきたお二人から自治基本条例が「できる前」と「できてから」について語っていただきました。

自治基本条例とは

平成12年地方分権一括法の施行により、地方分権改革が進展し、地方公共団体の運営に住民の意思を十分に反映させる取組や、地域のことは住民が責任を持って決める地域社会を目指す動きが全国的に活発になってきました。本市では、平成25年4月に「市民が主役となって、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまち」を築くため、新城市自治基本条例を制定しました。

また、市民の多様な参加の機会を設けるため「市民まちづくり集会」「住民投票」「地域自治区」と、令和2年に設置された「市長選挙立候補予定者公開政策討論会」の4つを参加の機会と位置づけ、条例に規定しています。

条例づくりに深く関わってきた前澤さんと田村さん。まずはお二人に、自治基本条例ができるまでの経緯とその時の気持ちを伺いました。

① 条例ができるまで

「自治基本条例って何？からスタート」

田村 もともと穂積前市長のマニフェストにあったんだけど、なかなか動き出せなくて。

前澤 合併したばかりの頃は、市民病院の問題とかいろいろな問題があつて手が付けられてなかったですから。

田村 「新城市自治基本条例を考える市民会議」というものが



前澤

このみさん

自治基本条例検討会議 会長
市民自治会議 副会長

21人の市民で平成22年に始めて、次の年に「新城市自治基本条例検討会議」を立ち上げると、前年の2倍の40人の委員が集まることになって。最初は条例ありきで集まったわけではないんだけど、考える会を進めていく中で、合併した新城をどんなまちにしていくなか考え、それを形にいくためには「条例があつた方がいいよね」ということになって、自治基本条例を作ることになったんです。

前澤 当時アドバイザーでいらした有識者の先生から「見本を見てはいけない。」と言われて。「よそのまちを参考にしない」ということで、ゼロから作ることになつてね。自治基本条例って何

なんだ？って思いながら参加している人もいましたね。アドバイザ―の先生から「選挙で選ばれた議員なら市民の代表なんだから、手を挙げて出てきた公募の市民っていうのは、自分の都合とか関心とか、いろいろな条件が合った人であって、市民の代表ではない。」って言われて、その言葉を念頭にやっています。

田村 青年会議所（JC）に入るときには、同年代の何となく価値観が一緒の人たちと活動してたけど、条例づくりは、新城、鳳来、作手の20代から70代までのいろいろな人が集まって、価値観の全然違う人もいたり、個性豊かな人たちばかりでした。前澤 年齢だけじゃなくて、それぞれの経験や仕事も違う。あれをまとめた職員さんは本当に大変だったと思う。

田村 検討会議には、もともと市民活動や地域活動をやっている人が多かったので、自分の活動を通して、条例に必要なことを考えて作っていったんです。理念から入ると行動が伴わないです。実際は現場ではどうだろうとか、みんな自分事として考えることができました。

「まちづくりは
みんながしなくては
いけないわけではない。」



「参加したいと思った人が
参加したい時に
参加できる仕組み」

「新たな気付きがきっかけに」

田村 印象に残ったのは、「まちづくりはみんながやらなきゃいけないわけではない。」という意見がある人がされて、それまでは「みんなまちづくりに参加しなくてはいけない」という考えで動いていたから、新たな気付きになりました。

前澤 人によって参加できる時期と参加できない時期があって当たり前で、できる人ができる時にできることをやるっていうことが大切です。

田村 だから、「参加したいと思った人が参加したい時に参加できる仕組み」がいいなと思って考えてきました。

たくさんの方の市民の方が関わってできた条例だったんですね。では、条例ができて、市民生活はどのように変化したのか伺ってみました。

② 条例が影響を 与えたこと

「女性の参画」

（地域自治区制度）

前澤 振り返ると、自治基本条例と同時に地域自治区制度もできて、当時は、行政区でも区長は男性っていうのが当たり前だったし、地域協議会をスタートするときも、区長は必ずメンバーに入っていたし、男性のみで女性が一人も入っていない地域協議会がいくつかあったから、疑問を投げかけたら、その何がおかしいのか分からないっていう人もいたんですよ。

それだと女性の意見を反映する場がないと思ったから、地域協議会のメンバーに女性枠もらって女性も協議会に参加できる仕組みになっていったんです。

田村 区長が地域協議会のメンバーに入っていることはいい事だと思っんですよ。区の運営にも責任感をもって取り組んでくれますから。

でも、驚いたのは、ある自治区で開催された議会報告会を見に行ったときに、一人の女性が会場の入口付近でそと覗いているから「どうしたんですか」って聞いたら、「こういうところはね、女性が入ってはいけないんですよ」って言ったんですよ。



田村

太一さん

自治基本条例検討会議 委員
初代市民任用自治振興事務所長

前澤 PTAや地区の役員をやつていない人がそういう所に行くくと、「どこの嫁だ？」っていう雰囲気がありましたからね。

「何が変わったか」

田村 たった10年前がそんな状況だったと思うと、ものすごく変わりましたよね。さっき言った自治区なんて、今や一番女性が多い地域協議会になってるんじゃないですか。

前澤 ほかの自治区でも条例づくりに関わった女性が地域協議会に関わって、会長になるっていう地域も出てきたから、それも条例ができて変わったことの一つだよ。

田村 そのほかでも地域活動交付金事業は、10地区から10件ずつあったとしたら全部で100件じゃないですか。そんな数聞いたことないって他のまちの人から言われたことがあるんですよ。お金があるから何かやろうっていう発想だったとしても、1人では申請できないし、仲間が必要なので、交付金が地域でのコミュニケーションのきっかけになればいいのかなと思います。中には残念ながら交付金をもらえない

事業もあって、でも、どうしてもやりたいからと交付金以外でお金を集める方法を考える団体も出てきたんですよ。

前澤 考え方が「誰かになんとかしてもらおう」ではなく「自分たちでなんとかしよう」というふうに変わってきていると思う。自分ができないことは他に協力者を得るということを繰り返し返していくことこそ、市民活動ですね。

「誰かがやる」から「自分たちでやる」へ



「若者を信じて任せてみる」

(市民まちづくり集会)

前澤 市民、議会、行政が一堂に会し情報共有を図る場である市民まちづくり集会の名称も、初めは「総会」っていう言葉を使おうとしたんだけど、ここは情報共有する場であって何かを決める場ではないということで、最終的には「市民まちづくり集会」という名前になったんだよね。

「発想の転換は若者」

田村 お試しで2回プレ市民総会をやったんだけど、1回目には中学生や高校生にも出てもらって「こんなまちに住みたい」って発表してもらったんですよ。「座れるまち」って発表してくれたあの子、今何やってるかな。その発表に共感した地域の人が自発的に動いてまちにベンチがたくさん設置されることになったんですよ。

前澤 いろいろ批判もあったけど、若者のすばらしい発表のおかげで、私たちが思い描いていたプレ市民総会のイメージが伝わって。中学生や高校生の力は大きかったですね。

田村 プレ市民総会を経て開催した第1回の市民まちづくり集会后半部分を若者団体に仕切ってもらったんですよ。今まで



▲第1回市民まちづくり集会の様子

と違う新しいやり方でやってくれて、やっぱり若い人に任せてみるっていうのはすごく大事ですね。会場は小ホールだったんだけど、どうしても椅子の配置で向かい合って話し合いができません。でも聴いて帰るだけではつまらない。どうやって意見交換するかというところで、若者たちが考えてくれたのが、LINEの画面をプロジェクターで映すっていうもの。隣の人と意見交換した内容を実行委員の若者が聞き出して、それを次々LINEで送って、大画面でリアルタイムに共有する。話せるし、そこで話したことをみんなが見ることができると、あれは面白かったですね。

前澤 若者を信じて「任せてやらせる」ってすごく大事、丸投げではなく、若い人たちに考えるチャンスを与えるっていうこと。

条例ができてから、少しずつ若者や女性など、いろいろな人が活躍できるまちになってきました。最後に、「市民が主役のまちづくり」を発展させていく中で、このまちに期待することを伺いました。

「新城市自治基本条例10周年」

③ 今後に期待する点

「条例にこだわり使うこと」

田村 条例の中に、参加の仕組みをきちんと作ったのが良かったのかなと思っています。どうしても理念だけだと、何をどうするかが分からなくなる。でも、「地域自治区」「市民まちづくり集会」「住民投票」の3点セットを作ったのが良かったのかなと思います。

前澤 結局、条例を作ったまま、そのうちみんな忘れてしまうなんていう自治体もあるので、作ったらとにかく使う。条例を作るときは、いつも使うときのことを考えて作らなきゃいけない気がする。いつ、どこで、だれがどうするっていうのを考えながら。

「話し合ってたべていくことが大事」

田村 10年前に描いていたことが、思い通りにならなかったり聞かれないかあった。「まずやってみる。」やってみてうまくいかなかったら変えていけばいいんですよ。本

当はそこが重要で。それぞれの地域協議会とかでうまくいかなかったら、どうすればいいのか提案してもらって変えていく。根本の思想の部分を変えろって言われちゃったら困っちゃうけれども。

前澤 地域協議会ができた当時は、行政がやるべきことを地域に丸投げしているとか批判はありましたがね。「あんなつまらない制度を作って」みたいな人もまだにいますけど。批判があった時は、行政の人も含めて、「いや、どんどん進化していますよ」って地域に向いて説明して理解を得るように努めていくことが必要ですね。

田村 たぶん、行政が一番苦手なところだと思っただけで、新しいことを始める時にも100点を求められる。だからそれを認めるように簡単じゃないと言われちゃうんだけど、まちづくりに正解なんてないんだから、やりながら時代に合わせて変えていく。そういう自治のまちになっっていくのが理想ですね。

ものですよ。いろんな活動も、地域の暮らしを良くしよう、楽しくしようという発想からきている。制度は、不都合を共有したら変えていけばいい。変わって当たり前。最初から100点はあり得ない。「こうであらねばならぬ」というものはない。自治基本条例を生かして、世代のリーダーをしながら、こころ豊かな暮らしを続けていきたいですね。

新城市自治基本条例の制定から10年。条例づくりに大きく関わったお二人からお話をお聞きしました。

まちづくりへの参加のかたちはさまざまです。市内で行われるイベントに遊びに行ったり新城市の魅力を知りつつも立派なまちづくりの一つです。自分たちの暮らしを楽しく、良いものにするために、興味のあることから始めてみませんか。

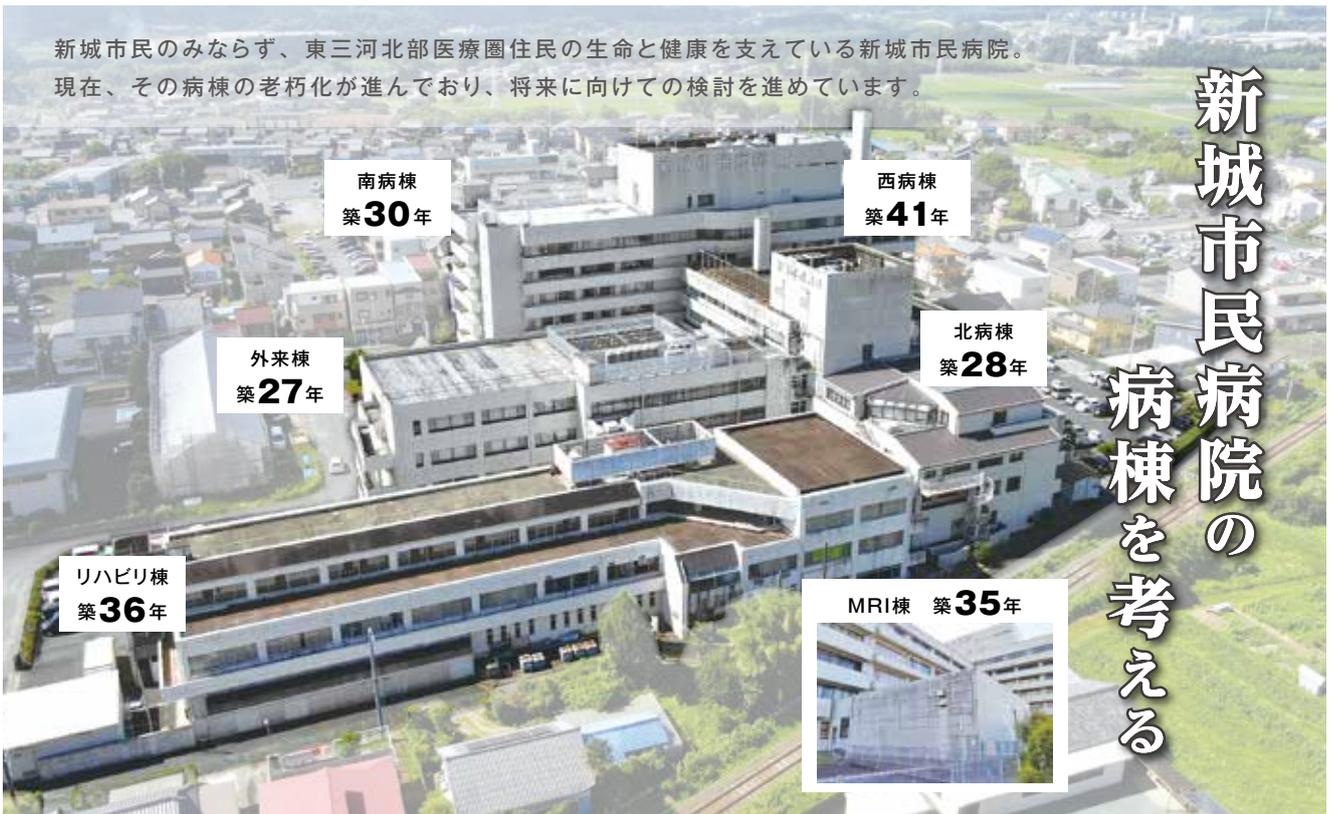
「最初から100点はない」 × 「時代に合わせて変えていく」

新城市自治基本条例のあゆみ

- 2010年(H22)
 - ・新城市自治基本条例を考える市民会議スタート
- 2011年(H23)
 - ・新城市自治基本条例検討会議へ名称変更
 - ・第1回プレ市民総会開催(10月30日)
 - ・第2回プレ市民総会開催(7月1日)
 - ・市民自治シンポジウム開催(2月17日)
- 2012年(H24)
 - ・ニューキャッスル・アライアンス会議 in イギリスのユース会議に新城の若者が参加。若者議会ができるきっかけに。
- 2013年(H25)
 - ・新城市自治基本条例施行(4月1日)
 - ・新城市地域自治区条例施行(4月1日)
 - ・第1回市民まちづくり集会開催
- 2015年(H27)
 - ・新城市若者条例施行(4月1日)
 - ・新城市若者議会条例施行(4月1日)
 - ・第1期若者議会
 - ・第1回女性議会
 - ・はじめての「住民投票」実施(5月31日)
- 2020年(R2)
 - ・新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例制定(6月26日)
- 2021年(R3)
 - ・新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会開催

新城市民のみならず、東三河北部医療圏住民の生命と健康を支えている新城市民病院。
 現在、その病棟の老朽化が進んでおり、将来に向けての検討を進めています。

新城市民病院の 病棟を考える



問合せ 新城市民病院総務企画課 (TEL 23-7852 FAX 22-2850 メール byouin@city.shinshiro.lg.jp)

新城市民病院の役割

愛知県には11の医療圏があり、新城市は東三河北部医療圏※1に属しています。

東三河北部医療圏は、他の医療圏に比べ面積が非常に広く、救急搬送時間が長いことから、医療圏内での救急対応が求められています。

新城市民病院は、新城市民を含む東三河北部医療圏住民の生命と健康を支える基幹病院※2として、地域医療の重要な役割を担っています。

※1 新城市、設楽町、東栄町、豊根町の1市3町村で構成
 ※2 東三河北部医療圏の中核を担う、なくてはならない病院

基幹病院の役割を 果たすために

新城市民病院は、この医療圏の基幹病院として、質の高い医療や救急医療などを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、日々のサービス改善なども重要ですが、医療を提供する病棟自体も再整備をする必要があります。

現在の病棟は敷地内に6棟あり、これらは昭和57年から平成8年に整備された建物で、建物と設備の老朽化が進んでいます。病院の法定耐用年数※3は39年と定められて

いますが、その39年を既に迎えた棟、迎えようとしている棟があります。今の状況では近い将来、住民の医療に対する期待に応えていくことが、困難になります。

さらに、新型コロナウイルスを教訓に、医療圏の基幹病院として、医療を取り巻く状況を見据えた再整備をしていく必要があります。

※3 資産の般的な使用可能期間

新城市民病院あり方検討会

そこで、令和4年度に「新城市民病院あり方検討会」を組織し、状況整理や調査を実施しました。そして、建築的視点、医療的視点など多くの視点で病院再整備の最適な方法について、幅広く検討を行ってきました。

工事中も診療を止めないことを前提に、「現地建替え」「既存施設の改修」「移転新築」の3つの再整備案を最終的にまとめました。

今まで調査、検討を
まとめた報告書を
公表しています。

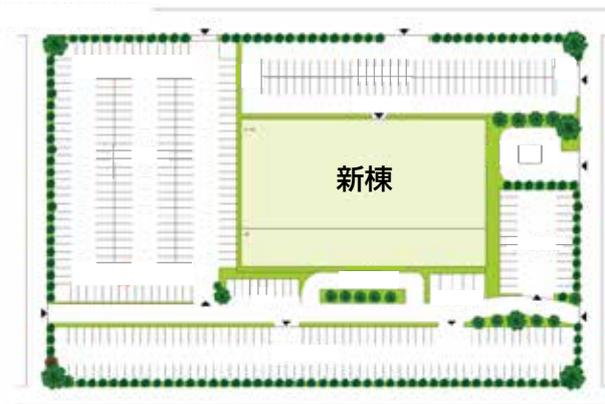


概要版と詳細版があります。

「新城市民病院の病棟を考える」



▲現在のレイアウト



内容(仮設定)	
病床数	150床 (現在199床)
主な部門	外来、救急、入院、手術、透析、内視鏡、健診、薬剤、放射線、生理・検体検査、リハビリ、栄養、ME、管理・事務など(現在と同一)

主な工事工程	
①	仮設MRI棟新築
②	MRI棟、北病棟解体
③	新棟1期建設
④	西病棟解体
⑤	新棟2期建設
⑥	外来棟、リハビリ棟、仮設MRI棟など解体
⑦	新棟3期建設、外構整備
⑧	南病棟解体、外構整備

主な工事工程	
①	南病棟1期改修、外来棟1期改修
②	リハビリ棟解体
③	新棟建設、南病棟2期改修、外来棟2期改修
④	南病棟3期改修
⑤	南病棟4期改修
⑥	北病棟、西病棟、MRI棟解体
⑦	外構整備

主な工事工程	
①	新棟建設 ※工事前に新たな土地取得が必要

3つの再整備案の概要
 新病院では、今の医療サービスを低下させず、また病床数は150床を仮設定しています。これは、3つの整備案の共通事項としています。

◆現地建替案
 既存病棟を順番に解体し3期に分けて建設をしていきます。そのため着工から完成まで約9年を要します。

◆既存施設の改修案
 現在の南病棟と外来棟を利用し、新病棟を1棟建設します。既存施設を利用するとはいえ、着工から完成まで約6年を要します。

◆移転新築案
 新しい場所に建設をするため工期は短く、着工から完成まで約2年です。

あり方検討会 3つの再整備案の整理

	現地建替え	既存施設の改修	移転新築
工期	△ 約9年	○ 約6年	◎ 約2年
コスト	△ 約160億(税込)※4	◎ 約80億(税込)※4 数十年後には大規模改修等が必要になり追加コストがかかる	○ 約100億(税込)※4 土地取得費、外構工事費を除く
立地変更の影響	◎ 現状と同じ場所での整備のため、特に影響なし	◎ 現状と同じ場所での整備のため、特に影響なし	△ 立地変更により、利便性の悪化や通院困難な患者発生等の可能性あり
土地取得	◎ 現状と同じ場所での整備のため、取得の必要なし	◎ 現状と同じ場所での整備のため、取得の必要なし	△ 新たな移転地取得の手間・費用がかかる
工事の難易度	△ 限られた選択肢の中、複雑な工事工程で課題が多い	△ 限られた選択肢の中、複雑な工事工程で課題が多い	○ 移転先に依るが、一時的な難易度が想定される
工事中の診療への影響	△ 長期に渡る工事の騒音や動線問題による診療環境の悪化や部分的な診療制限は必須	△ 長期に渡る工事の騒音や動線問題による診療環境の悪化や部分的な診療制限は必須	◎ 特になし
完成形	○ 使い勝手の良い理想形にならない可能性あり (検討段階では、既存施設の改修案より現地建替え案の方が完成形は良い)	△ 使い勝手の良い理想形にならない可能性あり	◎ 移転先に依るが、ゼロから思い通りの階層構成や諸室配置にすることが可能
維持・管理	◎ 当面は維持・管理の懸念事項は減少する	△ 数十年後には再度整備が必要になる	◎ 当面は維持・管理の懸念事項は減少する
職員への影響(士気や職員確保)	△ 工事中の職場環境の悪化や計画への制限の多さに伴う士気低下	△ 工事中の職場環境の悪化や計画への制限の多さに伴う士気低下	◎ 士気の上昇や職員確保への寄与が期待される
検討会・部会での委員の意見	○	△	◎
総合評価	○	△	◎

◎ 3案の中で最も良い／課題が解決される／患者及び職員への影響が少ない
 ○ 3案の中で2番目に良い／課題がやや解決される／患者及び職員への影響が少なくない
 △ 3案の中で最も悪い／課題が解決されない／患者及び職員への影響が多い

※4 医療機器整備費を除く

「新城市民病院の病棟を考える」

● 現地建替え案及び既存施設の改修案の主な課題点

- ◆ 限られた敷地内での工事となるため、自由な設計はできず、レイアウトに制約がかかります。
- ◆ 工事は難易度が高く複雑な過程を経るために工期が長く、工事費負担が多くなります。
- ◆ 長期にわたる工事期間中は、騒音や振動等により患者さんの療養環境や近隣住民の生活環境が悪化します。
- ◆ 各部署の仮移転が必要となり患者さんや働く職員の動線が悪くなること、駐車場不足等で患者さんとその家族に多大な迷惑をかけることとなります。
- ◆ それらに伴う患者数の減少による減収の影響は大きいことが予測されます。
- ◆ また、基幹病院としての機能が著しく制限されることになります。
- ◆ 既存施設の改修案に関しては、遠からず南病棟と外来棟の大規模な整備を余儀なくされることとなります。

● 移転新築案の課題点

- ◆ 新たな土地の取得が必要です。
- ◆ 移転候補地が決定していないと移転新築の検討を進めるのは困難です。

新城市民病院 あり方検討会の結論

3案の中で、最も課題が少なく、地域の基幹病院として今後も責務を果たしていくには、**移転新築である**という結論となりました。次いで現地建替えとなりました。

今後、再整備を進めていく上で、必要病床数などの精査を行い、適正規模での事業となるよう事業費の抑制、将来負担の縮減に努め、また、持続可能な病院の経営という視点を持った再整備とすることが重要です。

パブリックコメントを行います

あり方検討会の「移転新築」という結果について、今後の政策決定の参考としたいため、パブリックコメントを実施します。

対象 市内在住・在勤・在学、市民病院利用者、その家族の方

期間 8月16日(水)～9月15日(金)

提出方法 住所、氏名、市外の方は病院利用の有無を記入の上、持参、ファックス、メール、病院内特設ブースまたは郵送

(〒441-1387
新城市字北畑32番地1)
で担当へ提出してください。

その他 口頭や電話による意見は受付できません。また、お寄せいただいた意見に対する個別の対応は行いません。

閲覧方法

市民病院ホームページ、新城市民病総務企画課(3階)、本庁舎秘書人事課(3階)、各総合支所、病院内特設ブース

